

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年12月15日付け教総第970号-4による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成26年9月12日付け生学第433号による公文書部分開示決定については、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年9月1日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、多賀城市立図書館システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル説明会（以下「説明会」という。）実施に関する全ての資料を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、説明会の実施結果に関する報告文書が請求対象文書に該当するとした上で、同報告文書に含まれる、説明会への参加申込みメールを印刷したもののうち、参加事業者の担当者氏名及び発信者のメールアドレスで担当者氏名をアルファベット表記している部分（以下「非開示部分」という。）を非開示とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成26年11月14日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成26年12月15日付け教総第970号-4により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年12月22日、平成27年1月19日及び同年3月17日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 実施機関は本件請求に対し、「説明会参加申込メールのうち、各事業社の担当者氏名及びメールアドレスの一部について、特定の個人を識別することができる個人情報であるため。」として、

担当者氏名及びメールアドレスの一部を非開示とした。

- (2) しかし、担当者氏名は個人情報に当たるとしても、メールアドレスのローカル部の文字列については、担当者氏名を容易に想定することができないようなアルファベット、数字、記号等の羅列にすぎないのであれば、個人情報に当たらないため、非開示とするのは不当である。
- (3) また、当該メールアドレスが個人に割り当てられたアカウントではなく、複数のアドレスを束ねたメールグループ等である場合も、個人情報には当たらないため、非開示は不当であり、開示すべきである。
- (4) よって、非開示とされたメールアドレスのローカル部のうち、個人情報でないものについては、適切に開示するよう求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示部分は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号の規定により非開示としたものである。
- (2) また、不服申立人が上記3(4)において開示を求めているメールアドレスのローカル部については、その全てが特定の個人を識別することができる情報であることを、口頭で不服申立人に対し説明している。

5 当審査会の判断

- (1) 不服申立人は、非開示としたメールアドレスのローカル部のうち特定の個人を識別することができる情報でないものについては、条例第7条第2号の適用を受けることはないため、開示すべきであると主張している。
- (2) この点に関し、当審査会において本件報告文書を確認したところ、実施機関が主張するとおり、当該メールアドレスのローカル部は担当者氏名をアルファベット表記したものとなっており、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当するものであることを確認した。
- (3) よって、上記1記載のとおり、答申する。

以上